

## 熊野別当と熊野水軍―湛増期における熊野水軍の動向―

下田奈津美

(吉村 亨ゼミ)

### はじめに

紀伊半島南部、元の紀伊国牟婁郡一帯を「熊野」と呼ぶ。中世の牟婁郡の範囲は現在の和歌山県の西牟婁・東牟婁郡から三重県の南牟婁郡の辺りまでであった。熊野の語義は、『紀伊統風土記』に見ることができる。

其地広大にて一邦域をなせり、其名義、熊は隈にて古茂累にして、山川幽深樹木翳鬱なるを以て、名つくるなり〔1〕

この記述を見て分かるように、熊野地域は山間部の中にこもっており、こもるは隈であるから熊野なのである。

この地は、三方を囲む海と高く険しい山とによる地形的閉鎖性によって古くから人々に聖域として意識されていた。しかし聖域と言っても高山野山ならば弘法大使、比叡山ならば最澄など、それに付随する聖人がいるわけではない。また、比叡山延暦寺が天台宗の聖地、高野山金剛峯寺は真言宗の聖地であるように、宗派の視点から見た時、熊野には様々な宗派の影響が及んでいるため、宗派の特定は難しい。熊野のそもそもの始まりは宗派とは関係なしに、民衆が尊敬と畏敬の念を熊野に抱いた時聖地と指定されたのだ。そのため、ある時は仏教の聖地、ある時は神道の聖地という風に熊野は様々な顔を見せている。やがて本宮・新宮・那智に神の鎮座する霊場が生まれ、それぞれ独立性を保持しつつも三山として一体の神格と宗教組織を形成していったのである。

熊野三山は周知のように、本宮・新宮・那智の三社から構成されてい

る。この三社はそれぞれ別々の一神を主神として祀っている。これを「根本熊三所権現」という。熊野本宮大社は「家津御子神―素盞鳴尊」、熊野速玉大社は「速玉男神―伊弉諾尊」、熊野那智大社は「熊野夫須美神―伊弉冉尊」が主神である。つまり「根本熊野三所権現」は三社におのおの一神ずつが祀られている。「熊野権現」はこの三山を合わせねばならない。三神が三所に祀られているから三山鼎立しているのだ。

三山の成立は三社とも異なっており、中では熊野本宮大社が最も早く創設されたとされている。『扶桑略記』に「崇神天皇四十七年」と、『水鏡』に「同六十五年」として「出でまし」の年代としてある。これは社殿が新しくつくられたことを記したもので、草創はずっと古く、神代とすべきであろう。しかし三山中最も早くから現れているので「本宮」と呼ばれるのである。新宮は『水鏡』や『伊呂波字類抄』などに出ているところでは、景行天皇五十八年新宮をつくとされている。これは草創は早く神代であっただろうが、社殿を新しく作って遷したということで、これによって「新宮」といわれた。那智は『熊野年代記』に仁徳天皇五年に、那智大滝とともに「出現」されたとなっている。那智の大滝は開闢以来のものであるから、神代よりすでに人々の知っていたところと思われるが、仁徳天皇の御代に熊野権現の社殿が、大滝入口の旧地から移されて、新しく創建されたように記されたと思われる。

本論文では、第二十一代別当湛増の生涯と湛増期における熊野水軍の動向を中心に、時代の転換期における熊野三山、取り分け別当家と熊野水軍の勢力の重要性を考察していきたいと思う。

## 第一章 熊野別当家の確執

### 一、別当家次第

三山の長官を「熊野別当」という。熊野別当は在地における実務上の最高管掌者であり、三山の衆徒の承認を得て、正式には朝廷から補任されていた役職である。十一世紀から十四世紀にかけての信憑性の高い史料で該当者をあげると、八代別当の湛皇から快宣の三十六人である<sup>2)</sup>。また、『熊野速玉大社古文書古記録』所収の『熊野別当代々次第』では、初代は快慶という人物で、嵯峨天皇の御代弘仁三年（八一二）十月十八日に補任され、治山三十六年とされている<sup>3)</sup>。しかし、『諸山縁起』所収の『熊野山本宮別当次第』には初代別当は禪洞とされているし、『続群書類従』所収の『熊野別当系図』には泰救とされている。『熊野那智大社文書』<sup>4)</sup>の方でも初代別当は『熊野本宮別当次第』と同じく禪洞と記されているが、詳しく記載され始めるのは九代別当の殊勝からである。このように初代だけでなく、その後の別当もその記述もそれぞれ異なっており、確かなことを言えるのが十五代別当の長快からなのである。このことについて坂本敏行氏は自著の『熊野三山と熊野別当』で次のように述べている。

『熊野別当代々次第』では、熊野別当の起源を古く見せるため、長快・頼厳らが初期の別当の補任年次や在職期間などに作為を加えたり、わざと架空の別当を組み入れたりしてその血縁上の繋がりを強調している可能性があり、少なくとも長快以前の記述に関しては信憑性の点でやや問題が残るといえよう。したがって、この在職年数に関しては、『熊野別当代々次第』よりも、比較的史実に即した系図を下に作られたと推定される『本宮別当次第』の記載の方を信じるべきであり、今後は『権記』の年号を基準に歴史記述を進めていくべきであろうと思う<sup>5)</sup>。

この記述は、八代別当の湛皇から十五代別当長快までの別当の在職年

数を計算した上でのものであり、このことから『本宮別当次第』の方が在職年数湛皇から長快まではほぼ合致しているのがわかる。

十五代別当長快が寛治四年（一〇九〇）に法橋に叙せられたのを契機に別当家の世襲が始まっていく<sup>6)</sup>。これは、白河法皇の熊野御幸の際の功績であり、同時に長快は紀伊国二ヶ郡田島五箇所合百余町（帝王編年記）もしくは、一ヶ郡田島百余町（百練抄）が熊野三山に寄進されている<sup>7)</sup>。これにより、熊野三山の財政的基盤が確立するとともに、熊野三山の指導者としての熊野別当の果たす役割が重要になっていったのである。

### 二、院政期における別当家の位置

寛治四年（一〇九〇）の白河上皇の熊野御幸を機に熊野参詣は全国に流行していく。白河上皇よりも前に宇多上皇の御幸延喜七年（九〇七）があるが、それ一度きりであったこともあり、上皇イコール熊野御幸のしきりになるまで至らなかったのである。白河上皇が九回、つづく鳥羽上皇が二十一回、後白河上皇が三十四回、後鳥羽上皇が二十八回と、二百年の間の熊野御幸は九十八回にのぼった。二年に一回の割合であり、一年に二回の御幸が行われることもあった<sup>8)</sup>。

白河上皇の寛治四年（一〇九〇）の御幸に長快が貢献したことにより、熊野別当家の位置が確立する。同時に長快の位置が別当家内で確立するのである。

長快の死後、嫡男の長範が十六代別当として別当職を継ぐこととなる（保安四年（一一三三）五月十八日）。また、『本宮別当次第』の方では、長範の弟の長兼が長範が別当に補任された翌日に権別当に選ばれたと記されている。これはおそらく長範によって選ばれたものであるが、この保安四年を契機に熊野別当僧綱家（長快家）による熊野山の別当職、権別当職の独占が始まったといえる。

『僧綱補任』の記事の中で問題になるのは、天承元年（一一三一）三月に別当法印長範が「那智別当」の宣を蒙られたという興福寺本の天承元年裏書の記事である。「熊野別当」や「那智執行」などの呼称はよく知られているが、「那智別当」の呼称が出てくるのはこれが初めてであり、

しかも唯一の例である。

これより以前、熊野山（本宮と新宮）と那智山が名目上は三山形態を取りながら、那智山は依然として別組織の命令系統下で活動していたために、このような処置が取られ実質的な三山化がはかられたと推定されるが、その場合は、十二世紀初頭に、那智の浜宮王子社と一野王子社のほほ中間に「那智鳥居政所」があったこと<sup>⑤</sup>や、「上臈」とよばれるかなり高位の職掌が那智に設けられていたこと<sup>⑥</sup>が問題になってくる。いずれにしても、これをもって熊野別当が那智山の統括者としての「那智別当」を兼帯する制度が定まったと見るならば、熊野別当僧綱家による熊野三山支配の歴史もここに始まったと見なすことができよう。ただ、那智の場合、もともと「那智の滝」を中心とした修験者集団の独立性が強かったようで、なかなか熊野別当の統制に服さなかったことが想像される。それ故に那智執行職が設けられ、そこへ熊野別当家の一員（行範の二男範誓）が送り込まれることによって組織の一体化がはかられたのであろう。

その後、十七代別当長兼が石田別当家（岩田別当家）、長兼の弟の十八代別当湛快が田辺別当家を世襲していき、熊野別当はこの主要三家が世襲していくのであった。

### 三、湛快による田辺別当家の成立

別当家の中でも特に有名な別当湛増を輩出したのが田辺別当家である。田辺別当家は湛増の父である十八代別当湛快が熊野別当家から独立させ成立させたものであり、この田辺別当家成立以後、新宮家と田辺家が別当職をめぐって競うことになる。湛快は熊野別当家から田辺家を独立させ、変革の時代の中で熊野別当として熊野三山と中央政権（院政・平氏政権）との繋がりをより密接にさせ、熊野別当家を紀北を代表する武士団の湯浅党と並ぶ紀伊国を代表する武装勢力、さらには地方の権門のひとつへと発展させるきっかけを作った人物なのである。熊野三山に君臨した熊野別当家は長快以降新宮を別当家（長範家）と田辺家（湛快家）の二系統に分立し、新宮を中心とした奥熊野地方と田辺を中心とした口熊野地方において各々の在地支配を展開しつつ、在地領主としての

権力を拡大していった。

湛快は別当に就任する以前、保安年間（一一二〇年代前半）、二十代半ばで田辺地方に進出し、そこに新熊野神社（現在の鬮鶏神社）を創建し、その後、そこを拠点に熊野別当家の分家として田辺家を創設したという。その後、湛快は一一三〇年代、三〇代で法橋に叙せられ、「本宮在庁」として活躍した。湛快は別当長範・権別当長兼政権下で、保延五年（一一三九）から保延七年（一一四一）にかけて、熊野山全体の建造物を造営・修繕したり儀式に使う道具などを準備・修理することを主な仕事とする修理別当の職に就いていた。この職は国家の援助のもと、本殿・礼殿・回廊などの建物を建て直す指揮を執るものであり、この当時故意か自然かは不明ながら火事によって本宮および新宮の建物自体が何度か焼け落ちていたためにこの修理別当という役職は熊野三山の中でも別当・権別当に次ぐ重要な役職であった。

久安二年（一一四六）三月廿九日湛快は別当に補任されている<sup>⑦</sup>。これは久安元年（一一四五）九月に長兼が別当職就任後わずか四年といはやさで亡くなったため、権別当であった湛快が別当職を継いだのである。これ以後、湛快は二十七年間にわたって別当として熊野三山に君臨することになった。

「長寛勘文」によると、久安年間（一一四五～一一五一）に、甲斐国八代庄（現山梨県八代郡八代町）が熊野山に寄進されたという。寄進した人物は国守の藤原顕時で、その目的は熊野本宮十一月八講用途に充てるためであったようで、熊野別当（湛快）と国守が上で庄園を立て、そしてその後両三年を経て、鳥羽院庁下文をもって立券されたという。

なお、湛快は、久安五年（一一四九）、美福門院らの熊野参詣の際の勲賞を受けて法眼に叙任されている<sup>⑧</sup>。同年、土佐国吾橋庄（現高知県土佐町く本山町）が長徳寺を建立した在地領主の八木氏によって熊野社領として寄進された。莊園領主としての熊野三山の経済状況は良好といえる。

仁平元年（一一五一）、湛快は鳥羽法皇・美福門院の熊野参詣の際の勲賞を受け法印に叙任された<sup>⑨</sup>。

仁平三年（一一五三）三月五日、鳥羽法皇の熊野参詣の際の勲賞を受

け僧綱補任された熊野別当家の関係者は、湛実、長増、範智の三人であった<sup>14)</sup>。湛実は湛快の嫡男であり、湛増の長兄にあたる。湛実は本宮の常任としてその名が記載されている。長増は前別当長兼の嫡男にあたり、本宮の楽器修理功で湛快の推挙を受けて法橋に任ぜられていることから、長増は当時、本宮の修理別当であったのではないかと推測できる。範智とは、行範の三弟にあたる人物である。ここに熊野別当家を構成する主要三家（新宮別当家・石田家・田部家）の次代の担い手たちが登場し、先行する行範は別として、共に法橋位を与えられ、同じ出発線に並んだことがわかる。

#### 四、保元・平治の乱と湛快

一一五〇年代の中央政界は、崇徳上皇派と鳥羽上皇・後白河上皇派の二大党派に分裂し、両者は貴族や有力武士たちを巻き込み一触即発の状況に追い込まれていた。

当時、湛快が創設した熊野別当家庶流の田辺家では、湛快が本宮に常任し組織強化・所領拡大にとめていたため、息子の湛実・湛増兄弟（当時三十歳〜二十歳代か）が父に代わって田辺地方における在地支配を推し進めていた。

久寿三年（一一五六）三月以前のある時期、湛快は鳥羽法皇の要請を受け、すでに利権の一部を獲得していた石清水八幡宮領芳養庄に隣接した守子内親王領相楽・南部庄の下司職に請料三〇〇石で任ぜられた<sup>15)</sup>。そして、これを契機に田辺家は日高地方へ本格的に進出した。また、湛快が別当の時代（一一四六〜一一七二）に、開発領主散位俊成が三河国竹谷・蒲形庄（現愛知県蒲郡市）を熊野山に寄進したが、湛快はこれを自ら領掌した後、実の娘に譲渡した。この後、竹谷・蒲形庄は熊野別当家の歴史とともに波乱に富んだ変遷を辿ることになる。

保元元年（一一五六）七月二日、鳥羽上皇が死去すると、緊張が高まっていた中央の政治情勢が動いた。保元の乱は十一日早朝、後白河天皇方の平清盛、源義朝らの軍勢六〇〇騎余りが白河北殿を奇襲することに よって始まった。しかし、戦いはあっけなく一日足らずで終結し、崇徳上皇方の完全な敗北となって終わった。藤原頼長はその戦いで重傷を負

い死亡。そして、加担した貴族たちは流罪、捕虜となった。平忠正・平家弘ら十一人の平氏、さらに源為義ら十二人の源氏の武士たちは、藤原信西入道の建言により次々と斬首された。なお、この戦いに加わった者の中で、父の為義と同行していた熊野新宮出身の源義盛（後に新宮十郎行家と称す）ら少数の人々だけが無事に落ち延び、各々縁故を頼んで各地に隠れ住んだ。

こうして、院政はいったん途切れ、再び天皇親政が始った。保元元年閏九月十八日の宣旨においていわゆる「保元の新制」が打ち出された。後白河天皇は、第一条において新立庄園を禁止し、第三条と第四条において諸社の神人並びに諸寺諸山の悪僧の濫行を告発・停止したが、諸寺諸山の中には熊野山も入っていた。特に、興福寺・延暦寺・園城寺・熊野山・金峯山の夏衆・彼岸衆・先達・寄人らが僧供料と号して出挙利を増したり、或いは会頭料として公私物を掠め取るなどして、国に非常なる損害を与えたことが大いに批判された。

保元三年（一一五八）、後白河天皇は退位し、その子守仁親王が即位して二条天皇となった。しかし、二条天皇の近臣が院政に反対し、朝廷中心の政治を主張したため、中央政界は再び二党派（後白河上皇派と二条天皇・美福門院派）に分裂し、緊張が高まった。

平治元年（一一五九）十二月九日、保元の乱での華々しい戦功をあげたにも拘わらず平清盛に比べて官位が低いことをかねてから不満に感じていた源義朝は、清盛が熊野参詣のために一族・郎党を引き連れて京都を留守にしたため、その隙を狙って数百の軍勢で挙兵し、後白河上皇の御所であった三条殿を焼き払い、後白河上皇と二条天皇を内裏に閉じ込め、しかも四日後には清盛と縁戚関係にあった信西入道を自殺に追い込んで首を取るなど、戦いを有利に進めた。

この時、熊野参詣の途上にあつた清盛らは、その戦いの情報を得た時、どこで、どのように行動したのだろうか。

それについては、『愚管抄』と『平治物語』とで記述に幾分の差異がある。どちらかというところ、『愚管抄』より『平治物語』の方が詳しいが、『平治物語』は清盛を支援した当時の熊野別当を「湛快」とせずにその息子の「湛増」としているなど、後者の記述内容にはかなりの間違いがあるため、

ここでは後者を採らず、同時代史料として信憑性の高い『愚管抄』の方を史料として採用したい。

『愚管抄』によると、義朝らが拳兵した頃に、清盛らは息子の基盛や宗盛らと共に「二タガワノ宿」にすなわち田辺付近にいたが、従う武士も平家貞ら僅か十五人で、今後どうすべきか思い悩み、いったんこのまま筑紫へ落ち、時機を待って再び京へ攻め入ろうという意見も出た。しかし、これに対し紀伊の有力武士でちょうど清盛に伺候していた湯浅宗重が「ソノ時ハヨキ勢ニテ、タダオワシマセ、京へハ入レマイラセナン」と即時に京へ入ることを進言し「武者」三十七騎を提供することを約束した。これに対して、かねてから熊野御幸や個人参詣などの際の師檀關係を通じて平氏と親交のあった「熊野ノ湛快」（当時六十一歳）は、武士を出す代わりに鎧七領と弓矢を提供し、湯浅宗重と共に支援を行うことを約束した<sup>16)</sup>。

この結果、清盛は熊野参詣をいったん取り止めて京都に引き返し、同月二十五日から二十六日にかけて信頼・義朝らの軍勢を攻撃し、勝利した。

こうして戦いに敗れた源氏は、中央においても地方においても一時後退を余儀なくされ、以後、畿内近国・西国を地盤とする平氏が権勢を振ることとなった。湛快は、熊野三山の指導者の一人として、院政の下で次代を担う権力者の先頭に立った平清盛と個人的に親密な關係を持ち、その深い恩顧を受けることになった。

## 第二章 湛増の台頭

### 一、別当家の中の湛増

熊野別当湛増は、中世前期の紀伊を代表する人物で、全国に多くの莊園や所領を持つ莊園領主としての熊野三山と、その現地統括者および地方権門・在地領主としての熊野別当家、さらには武力としての熊野水軍の名を全国的に広めた人物である。

湛増は大治五年（一一三〇）、十八代目熊野別当湛快の次男として生まれた。『熊野別当代々次第』によると、兄弟は四人で、長兄が湛実、

次弟が湛政、三弟が湛寛といい、姉妹は五人いたという。しかし、若き日の湛増については『平治物語』などに、真偽不明の話が書かれているだけで、分らないことが多い。湛増が確実な史料に初めて登場するのは『玉葉』承安二年（一一七二）八月十三日条の記事においてである。

十三日、昨今物忌也、今暁山僧五六十人計、下向祇陀林寺邊、件寺別当家散々打破歸昇了云々、此事根元、熊野別当湛快子、法眼湛宗之從者、興山僧去七日有濫行事云々、山僧一兩被□害了、依其事自公家召湛宗之從等、給檢非違使了、其後山僧等猶為報答、俄下向欲伐湛宗之間、誤破他人之家了、嗚呼之極也、此事大衆等不知、下法師原所為云々、或云、依此事自公家、山僧等被召下手云云、<sup>17)</sup>

この文から分かるように、この頃湛増は多くの從者を従えて京都に居を構えていたことになる。また、『雜筆要集』所載の院庁下文およびそれに対する請文は、湛増の京都での活動の一端を物語っている。罪を負い召禁令が出されていた隅田俊村を速やかに差し出すよう求められた山階寺（興福寺）東金堂衆は、彼はすでに同寺油寄人職人を離れており、近頃では熊野別当湛増の房人になってその周辺に祇候しているとの風聞があると返答している。これら一連の内容は、史料の性格から、京都での出来事である可能性が高い。隅田俊村は、紀伊国隅田党の有力な武士で、隅田莊下司職も帯びていた<sup>18)</sup>。湛増は京都で俊村のような武士をその周辺に集めていたのである。先に『玉葉』に見た山僧との衝突も、彼の周りを固めるこうした連中の引き起こしたものであった。湛増の活動の場は中央のみであったわけではない。『古事談』の説話にとらわれている桂林房上座覺朝のような「武勇之器量」ある者が、熊野においても湛増の周りに多く集められていたのである。

湛増は承安二年の騒動のあと間もなくして田辺に居を定めている。湛増の父である湛快が田辺家の後継者であった長男の湛実が早死したためか、間もなく湛増を田辺家の後継者に定め、田辺に居住させたようである。本宮に在ることの多い別当の湛快に代わって田辺地方周辺地域の政治的・経済的な地盤の準備に努めたようである。もちろん、湛増は本業

としての本宮社僧・本宮御師としての仕事も十分に果たしていた。

以上に見てきたように、湛増は、本業としての職務も果たしていたが、単に三山の運営を担う名士たることを指向しなかった。在地においては、かなりではなく、京都でも自身の周辺に武力を養い、「武家」・「武門」として力を蓄えることを目指していたのである。これは、別当家の中でも湛増の家系のみが持つ指向性であった。

## 二、湛増の軍事行動と挫折

治承四年（一一八〇）四月九日に発せられた仁王の平家追討の令旨は、平治の乱後、新宮に亡命していた源為義の子十郎行家の手でいち早く熊野にもたらされた。この令旨への対応をめぐって三山の意志は割れ、内紛が起つたのである。その状況については、『平家物語』に記述があるのみであるが、その内容は諸本により大きく食い違っている。たとえば、覚一本『平家物語』では平家に恩義を感じていた湛増は、那智・新宮が源氏に与力することを見越して新宮湊に軍を進め、新宮の鳥居法眼・高坊法眼・宇井・鈴木・水屋・亀の甲、那智の執行法眼と戦い、三日間の激闘の末湛増の方が敗れたとされている。また、延慶本では那智執行・権寺主・正寺主・覚悟法橋・羅睺羅法橋・鳥居法橋・高坊法橋等は、田辺法橋を大將軍として、行家に同調する動きを見せていた新宮方を襲撃して敗れたとされている。ところが『源平盛衰記』では、源氏に同調する動きを見せたのは那智・新宮方の那智執行・正寺主・権寺主・羅睺羅法橋・高坊法眼等であり、平家への恩義からこれを攻めたのは大江法眼となっている。この食い違いについて、高橋修氏は自著の論文中で次のように述べている。

こうした食い違いは、諸本が、確たる事実<sup>19</sup>に立脚しているわけではなく、後の情勢の推移からそれぞれ予定調和的にこの内紛を説明しようとした結果であろう。ここでは、諸本に一致している、熊野に仁王令旨がいち早くもたらされ、それへの対応をめぐって内紛が起つたことだけを事実として確認しておけば十分である<sup>19</sup>。

本論文ではこの高橋氏の論に沿い、内紛が起つたという事実のみ受け取ろうと思う。

湛増の挙兵に関する記録は、『玉葉』治承四年九月三日条に始まる。この条を含めて、挙兵初期段階における関連記事を『玉葉』から抜粋し、列挙していきたいと思う。

### ■治承四年九月三日条

三日、伝聞、熊野権別当湛増謀反、焼払其弟湛覺城、及所領之人家数数千宇、鹿瀬以南併掠領了、行明同意云々、此事去月中旬比事云々、

### ■同九月十一日条

十一日、又熊野湛増、猶事惡逆、別当範智与力了云々、

### ■同九月十九日条

十九日、又熊野事、追日熾盛、然而未及其沙汰云々、

### ■同十月二日条

二日、又傳聞、「去月晦比、」熊野湛増之館、其弟湛覺攻戦、相互死者多、

### ■未落「候」云々、

### ■同十月三日条

三日、伝聞、熊野合戦謬説云々、

これらの記事は、九条兼実の伝聞に基づいている。当時の熊野は、熊野詣の盛況により、貴族たちにとって決して縁遠い場所ではなく、彼ら独自の情報経路も確保されていたものと思われる。情報の混乱はあるが、信頼できる記事である。

まず湛増の挙兵が八月中旬であるということに注目していきたい。源頼朝の挙兵は八月十七日、木曾義仲の挙兵は九月七日のことであった。湛増は、諸国源氏に先駆けて兵を挙げており、それが独自性の強い反平家の挙兵だったことが分かると思う。

次に、弟湛覺との抗争から軍事活動が始まったのも注目すべき点である。『仁和寺諸記抄』という記録には「熊野山権別当湛増、去年十月比、欲殺害舍弟法眼湛覺之由、依令言上、為決真偽、雖召其身、猥構城郭、無心參洛、敢不恐鳳銜、弥致狼戾、或焼払門勢家領、或掠取諸国往反船」

とあり、前年十月以来の弟との抗争が、この時期には反国家的軍事行動にまでエスカレートしていることが分かる。

湛増がなぜこのような行動を起こしたか。その疑問はこの段階での湛増の三山における政治的位置を見れば解決する。

長快に始まった熊野別当家は長快の死後、嫡男で新宮の拠点を受け継いだ長範が別当となって継承した。別当職は長範の後、岩田家の長兼、本宮から後に田辺に移る湛増が中を継いだ。やがて新宮家の正嫡行範の手に移った。行範の後も新宮家の範智が就任し、その後も新宮家の正嫡の行命と決まっていた。このように、湛増の時代には新宮家が別当を出す正統な家として確立しつつあったのである。田辺家は田辺に進出することによって新宮家にも匹敵するほどの実力を養いながらも岩田家等とともに一庶流の位置に甘んじなければならなかった。事態は湛増が別当として三山の主導権を握るのは困難な方向に向かっていた。そこで湛増は、内乱を積極的に地域に持ち込み、軍事力を自己のもとに集中し、三山における政治的主導権を一気に獲得せんという企てを立てたのである。湛増が諸勢力にも先駆けて拳兵に踏み切った要因は、三山の政治状況の中から、このように説明できるのである。ではその後の展開を見ていきたいと思う。

#### ■『百鍊抄』治承四年十月六日条

十月六日、熊野前・別当湛増謀反、仰彼山常住等可追討之由宣下、

#### ■『仁和寺諸記抄』同年十月十二日条

一、治承四年十月十二日辛卯、被召熊野湛増宣旨、

熊野山前権別当湛増、去年十月比、被殺害舎弟法眼湛覺之由、依令言上、為決真偽、雖召其身、猥構城郭、無心參洛、敢不恐鳳衛、弥致狼戾、或焼払権門勢家領、或掠取諸国往反船、罪科之至、前後重疊、朝章所指尤可禁遏、早仰彼山別当法印範智已下常住輩、宣令召進彼湛増身、

藏人頭左中弁藤原経房奉

#### ■『玉葉』同年十一月一日条

一日、天晴、(中略)又聞、熊野湛増弥乘勝云々、

#### ■『玉葉』同年十一月十七日条

十七日、天晴、(中略)又聞、熊野権別当湛増、令進其息僧、仍有宥免云々、

これらの史料からは湛増の拳兵が挫折していく様を読み取ることができ。先述したように、八月の拳兵段階における湛増の軍事行動は、前年十月以来の弟湛覺との抗争を本格化することから始まった。しかし両者の抗争は、初期における湛増の攻勢にもかかわらず、一気には決着がつかなかった。湛増は田辺家内部における反対勢力を十分に抑えきれなかったのである。また、十月の段階で朝廷も追討宣旨を出して、鎮圧の構えを表明した。その中で湛増の逮捕が別当範智や常住等に命じられている事実は、やはり新宮家を中心とする三山の大勢も、湛増に与してはなかつたことを示している。先に掲げた『玉葉』の記事では、範智や行命も湛増に同与したとの伝聞があつたが、それは誤報であつたのである。十一月十七日、湛増はいったん降伏し、息僧を人質に差し出して宥免を乞うた。こうして湛増の企ては三山内部の反対勢力によって挫折したかに見えたのであつた。

### 第三章 湛増と熊野水軍

#### 一、伊勢・志摩侵攻

前章で述べた湛増の挫折による窮地を、湛増は伊勢・志摩方面に水軍を発向させることで脱出していく。湛増がこの地方を狙つたのは、軍事力がはるかに劣る伊勢神宮の所領が多く、またこの地方が平家の本拠地にも近かつたため、政権に揺さぶりをかけられると期待したからである。

治承五年(一一八二)一月四日、「熊野辺武勇之者等五十艘計」が伊勢に攻め入り「官兵」を射ち取るという事件が起つた<sup>20</sup>。熊野水軍の伊勢侵攻はこの日に始まるのであつた。菜切島に集結した「熊野山衆徒等」は翌五日には、折から志摩国警護のために派遣されていた平家々人伊豆江四郎を襲い敗走させている<sup>21</sup>。勢いに乗つた「熊野山悪僧等」は、十九日に浦七ヶ所の民屋を追捕し、また伊勢宮に乱入するなどの狼藉を

働いた<sup>22</sup>。二十一日には、二見浦の人家を焼き払い、その後、平家の一族関信兼の軍と船江で衝突した<sup>23</sup>。張本戒光が信兼の矢で討ち取られたことで熊野軍は敗れ、二見浦まで退き、そこから海路熊野に兵を引いたという。しかし実際は海上・山林に留まり、島々浦々を廻り、伊勢神宮領の阿曾御園・鵜方御厨などを荒らしまわっていたのである<sup>24</sup>。二月、閏二月にかけて、阿波国・尾張国へも出兵している<sup>25</sup>。

一月十九日に伊勢に攻め込んだ軍勢は「熊野山湛増之徒類」と称しており、この時期の熊野水軍の伊勢・志摩方面での軍事活動に、湛増の関与があつたのは間違いない。こうした軍事作戦を展開する中から、湛増は次第に三山における主導権を掌握していったのである。

この年、熊野では別当範智が死に、後を新宮家正嫡の行命が継承しようとしていた。この間、湛増と行命との間で熾烈な権力闘争が展開されていたのである。湛増は軍事行動の成功を盾に三山を「一切無異途一統」し、行命を孤立させ追い込んでいった。身の置き場のなくなった行命は熊野を去り、都の平家を頼ろうとしたのである。また、田辺家のなかにあつて湛増に対抗していた湛覚は、寿永二年（一一八三）十一月十九日の木曾義仲のクーデターのときに院方として討たれているので、その時までに熊野を離れ、縁を頼って後白河上皇のもとに身を寄せていたことになる。こうして熊野における湛増の軍事政権が成立したのである。

一方、平氏政権の側の熊野における反乱に対する対応であるが、養和元年（一一八一）九月段階で、知行国主平頼盛が追討使として派遣されることが決定するが、翌月には頼盛の二人の子息に変更となったが延引された。最終的には平為盛が追討使として熊野に下向したが何ら成果は上がらなかつたのである<sup>26</sup>。以上に見てきたように、湛増は、水軍を軍事力の中核として伊勢・志摩方面での軍事作戦を成功に導くことによつて、三山における実権を握り反対派を駆逐することができたのである。

## 二、湛増による熊野水軍の整備

湛増は、水軍を主とする熊野地方の軍事力を自己の元に集中し、伊勢・志摩方面での軍事作戦に成果を収めることによつて、反対派勢力を駆逐し、三山の政治的主導権を掌握したのであつた。

では、水軍を構成した熊野の海の武士勢力と湛増を結びつけた要因とは何であつたのか。ここでは平氏政権との関わりから見ていきたいと思ふ。

熊野は、太平洋と瀬戸内の航路が出会う列島における海上交通の要地であり、その沿海部には、当然、海民や海を基盤とする領主たちが、古来より数多く存在していた。『中右記』永久二年（一一一四）八月十六日条には「又南海道海賊、近日乱発、盜取諸国運上物也、而熊野別当・俗別当等、給宣旨可尋進由、申之旨風聞如何」とあり、この地の「海賊」と呼ばれた海の領主層の存在形態の一端を見ることが出来る。彼らは緩やかに三山の傘下に属し、比較的自由な活動を展開してきたのである。瀬戸内などにおける平家支配の難民的海民も、この地に流入していたであろう。

ところが平清盛が政権を獲得すると、こうした状況に変化が生じてきた。院と平家との相対的な力関係が変化し、紀伊国が平家の知行国化すると、熊野に対する支配も当然強化の方向に向かつたのである。

『吾妻鏡』は後に、熊野水軍の伊勢侵攻について、治承五年正月二十一日条にて「尋此濫觴、南海道者、当時平相国禪門虜掠之地也、而彼山依奉折関東繁榮、為亡平氏方人、有此企云々」と説明している。紀伊国を含む南海道が清盛に「虜掠」にされていた、そこで熊野は関東に味方し平家を討とうと兵を起こしたというのである。後半は『吾妻鏡』の脚色であるが、前半部は注目できる。清盛の南海道支配の強化に対する反発が熊野の蜂起を生んだとする指摘は間違っていないだろう。

湛増に従つたのは、熊野地方に対する平家の支配強化の動きに反発する、この地の海上勢力であつたに違いない。内乱に乗じて三山における政治的主導権を一挙に奪取せんと目論む湛増は、こうした階層の与望を繋ぐことによつて、それを水軍として組織し、伊勢・志摩地方での軍事作戦で成果を収めることができたのである。そしてそれを契機として、ついに年来の宿願を果たしたのであつた。

## 三、治承・寿永の乱中の湛増と熊野水軍の動向

治承の乱中の湛増の動向は以上に見てきた通りであるが、では、治承

の乱中ではどうであったのだろうか。

反平家の立場で三山の実権を掌握した湛増が水軍を率いて源義経軍に合流したことが都に伝えられたのは、屋島合戦後の元暦二年（一一八五）二月二十一日のことである。

■『吾妻鏡』元暦二年二月二十一日条

廿一日、熊野別当湛増が合力源氏同渡之由、今日風聞洛中云々、

湛増は、この段階までは独自の軍事行動を展開していた。すでに挙兵当初から源氏軍の一勢力として活動していたというのは、『吾妻鏡』の作為である。

湛増の源氏軍参加は、義経の要請に応じたものと思われる。一の谷合戦の後、入洛した頃より、義経の熊野への調略は進められていたのである。その後の両者の動向から、湛増は、鎌倉殿の御家人になったというよりも、義経の家人になったものと考えの方がよさそうである。源氏軍参加以前の出来事ではあるが、湛増は、元暦元年（一一八四）十月に、念願の別当職に補任されている<sup>②</sup>。この補任について、阪本敏行氏は一の谷合戦後、義経が左衛門少尉・檢非違使に任じられ十月に院内昇殿を許された、後白河院による人事と一連のものと考えている<sup>③</sup>。湛増の別当就任が義経の推挙によるものとまでは言えないにしても、この段階から両者が一味として活動していた結果である可能性は高いと言えるのではないだろうか。

また、両者の関係を知る上でも興味深い記述が次の『吾妻鏡』元暦二年（一一八五）三月九日・十一日条である。

■『吾妻鏡』元暦二年三月九日条

九日、参河守自西海被猷状云、（中略）次熊野別当湛増依廷尉引汲兼追討使、去比渡讚岐国、今又可入九国之由其間、

■『吾妻鏡』同年三月十一日条

十一日、被遣参州御返報、湛増渡海事、無其实之由被載之、

この記述によれば、平家との最後の決戦を前にして、湛増が義経の「引汲」により、範頼に代わって九州追討使に任命され、讃岐を経て九州に向かったとの情報が、範頼の耳に入る。範頼は肝をつぶし、頼朝に伺いを立てるが、そうした事実はないとの返事を受けた。義経が範頼の九州戦線の膠着を見かね、頼朝に無断で軍勢の一部を湛増に委ね九州に向かわせ、平家軍を夾撃しようとするのは、十分考えられよう。この計画自体は実現しなかったわけではあるが、本来は水軍をもたない義経軍において熊野水軍を率いる湛増の占める位置の大きさ、義経の湛増に対する信頼の厚さがうかがえる。

元暦二年（一一八五）三月二十四日、平家一門は、長門国壇ノ浦に滅ぶ。『平家物語』は、決戦を前にして源氏か平家か立場を決めかねた湛増が、熊野権現の神意を問うべく、新熊野社（現闘鶏神社）の社頭で、赤鷄と白鷄とによる鶏合わせを行い、白鷄が勝つを見て源氏軍への参加を決めたとする。そしてこの逸話を壇ノ浦の段の冒頭に置くことで、湛増率いる水軍の帰属が、海戦の勝敗を大きく左右したことを示唆している。しかしこれまでの叙述で明らかにしてきたように、湛増は以仁王・頼政の挙兵後、いち早く反平家の立場を鮮明にし独自の軍事活動を開始しており、この時期の鶏合わせはありえない。ただ湛増が源氏軍に加わったのがこの時期であることは事実であり、義経軍への熊野水軍の加入が、海戦の展開に影響を及ぼしたことも間違いないだろう。海上での一大決戦を前にしての湛増の決断と、湛増をはじめとする水軍領主を土壇場で一挙に傘下に収めた義経の手腕とに、当時の人々は神の意志を感じ、鶏合わせの逸話が生まれたのかもしれない。

壇の浦の海戦は、湛増と熊野水軍の存在を、大きく世に知らしめる結果となった。

#### 四、乱後の湛増

治承・寿永の内乱終息後、今度は頼朝・義経両者間で、無断任官問題に端を発した軋轢が、一気に表面化した。このような状況下において、義経麾下で信任を得ていた湛増と頼朝との関係も、良好であったはずがなかった。

文治元年（一一八五）年十月十七日、義経は、後白河上皇に迫り、頼朝追討の宣旨を得る。そして畿内近国に兵を募るが、これに応ずるものはほとんどなかった。十月二十九日、頼朝は、義経追討のための軍を自ら率いて鎌倉を發った。義経は進退極まり、十一月六日、大物浦から西国を目指して船を出すのが強風に阻まれ、その後姿を眩ませてしまう。

こうした政局の中で、湛増はどのように身を処していったのだろうか。帰参を許された湯浅宗重宛に出された文治二年（一一八六）五月五日付の頼朝下文案の中に「九郎判官・十郎藏人謀反之時、紀州之輩太略莫（不脱）属彼、而宗重法師独拔郡、存奉公之道理」という文言がある<sup>28</sup>。宗重率いる湯浅党は、紀伊国北部一帯に強大な勢力を誇る武士団である。平家の有力家人佐藤氏没落以後は、紀北に湯浅党以外の大きな武士勢力は存在しない。とすれば、ここにいう義経に与力した「紀州之輩」とは、湛増の統率する紀南熊野の勢力をおいて他にはいないだろう。

つまり湛増は、内乱期よりの深い縁故により、義経の誘いに応じ、彼に与力下にいたのである。ところが義経があっけなく没落してしまったので、湛増は頼朝に帰順するしなくなってしまった。

『吾妻鏡』文治三年（一一八七）九月二十日条は、その後の湛増と頼朝との関係を物語る史料として興味深い。

#### ■『吾妻鏡』文治三年九月二十日条

廿日、熊野別当法印湛増使者永禪、参着于関東、叙法印之後、未啓子細、恐思之由也、以此次、相副卷数、献綾三十端、是太背御意云々、（中略）即被返下使者云々、

これによると、湛増は、法印位に叙せられたことの報告のため、鎌倉に使者を遣わし、巻数と綾三十反を頼朝に献上したが、頼朝は受け取るいわれはないと跳ね付け、献上品を使者に突き返している。湛増は元暦元年に、おそらくは義経任官と一連の人事の中で別当職に補任されている。しかしこの就職は、義経没落と共に、社会的認知を受けられないものになってしまったのではないか。別の信頼しうる史料によると、湛増の別当就職は、文治三年となっており<sup>29</sup>、思うに湛増はこの年、再び朝

廷に乞うて、改めて別当に補任してもらったのではないだろうか。そしてこうした経緯を、義経との因縁まで含めて弁明し、頼朝の承認を取り付けようとしたのであろう。『吾妻鏡』の中にある「未啓子細、恐思之由也」とはこのあたりの事情をも含むものと考えたい。だが頼朝は、容易には湛増を許そうとしなかった。

湛増が許され正式に帰参がかなったのは、それから八年後の建久六年（一一九五）のことである。この年の五月十日、湛増は、すでに還暦を優にこえた老齢をおして、自身鎌倉に赴き、若君頼家に甲を献じた。この時、頼朝との対面も許されている<sup>30</sup>。こうして熊野別当湛増は、ようやく義経与同の罪を、頼朝から免ぜられた。そして熊野水軍も、鎌倉幕府体制下において、その存在を公認されたのである。

それから三年後の建久九年（一一九八）、湛増は六十九歳でこの世を去った。

#### おわりに

湛増の死後、田辺家は湛増の長男湛頭が継ぎ、別当職には新宮家の行快が就いた。湛増の死から二年後、田辺家内に財産をめぐる争いが生じたのであった。

『猪熊関白記』正治二年（一二〇〇）八月四日条によると、この頃、湛増の息子たちの間で、父湛増の遺財相論が起つていたという。また湛頭と田辺家の長老的な存在であった叔父湛政（湛増の弟）との所領争いも同時に発生していたようである。

一二一〇年代に成立したといわれている説話集『古事談』は、桂林房上座覚朝なる湛増の家人だった男が、やがて湛頭とその子快実の代になり、承元三年（一二〇九）、快実の刺客によって斬殺されたという話を載せる。作者は「熊野川之習」とかたずけているが、湛増死後における田辺家内部の家人層まで巻き込んだ権力闘争に伴う暗殺事件が、説話化したものと考えられる。

このように、湛増の死後、田辺家内には様々な矛盾が噴出してきたのであり、後を継いだ湛頭は、そのため生起した内紛に直面することになった。

た。

湛頭が解決しなければならなかったのは、田辺家内部の問題だけではなかった。湛増の死を待ちかねたように新宮別当家が三山における主導権を回復すべく動き始めたのである。

『猪熊関白記』の記事から、正治元年（一一九九）八月の頃、湛増の後に新宮家から別当に立っていた行快と権別当湛頭との間に相論が起っているのが分かる<sup>(8)</sup>。その詳しい内容については不明だが、湛増の死の翌年のことでもあり、原因は田辺・新宮両家間の主導権争いに属する問題であったと考えるべきであろう。

田辺家内部の紛争が深刻化し、新宮家による巻き返しが進行する中、湛頭はほどなく死ぬ。こうした危機的状況において田辺家を継いだのは、湛頭の嫡男快実であった。

快実がこの苦況を脱するためにとった手段は、熊野権現への崇敬厚く三山へもたびたび参詣していた後鳥羽上皇に接近して、その権力を後ろ盾とすることであった。鳥羽上皇もそれを受け入れ、快実は上皇参詣の御師を勤めるようになる。また快実は、短期のうちに急激に僧位を上昇させており、このことも後鳥羽上皇の引き立てなしには理解しにくい<sup>(9)</sup>。

上皇への接近に成功した快実は、その関係を利用して三山における反對勢力を封じ込めようと積極的に策動する。

こうした状況が熊野で進行する中、承久三年（一二二二）、承久の乱が起った。快実をはじめとした田辺家の中でも湛増の家系に連なる人々は京方についたのだった。

承久の乱は京方の惨敗に終わった。湛真・湛政の家系は残ったものの、実質的には湛増の家系はここに滅亡したといつてよい。

この争乱に伴う実際の戦闘は、史上知られている限りでは陸上のみで行われた。この時期、湛増以来の熊野水軍は快実に引き継がれていたはずであるが、主戦場でその実力が十分に発揮されるような機会は、ついになかったようである。いずれにしても熊野水軍がこの時期まで実態をもったものであったことはまず間違いない<sup>(10)</sup>。しかし承久の乱でそれを組織していた湛増以来の伝統をもつ田辺家嫡流が実質的には滅亡してしまふ。武家方・中立派の存在により新宮家を中心とする新宮家そのもの

は安泰であったが、彼らは、熊野の武士勢力を糾合していく指向性も力量も当初より持ち合わせていなかった。別当家が熊野地方に展開する政治史の主役たりえた時代はここに終わったのである。

ここまで湛増以前と湛増の生涯を追っていくことにより湛増と熊野水軍の軍事力を見ることができた。また、湛増以後においても簡単ではあるが、見ることができた。

これらのことから、別当家の勢力の拡大の裏にあったものは、中央政権との繋がりの重要性はもちろんのことであるが、水軍の重要性も視野に入れるべきであるということである。特に、湛増期における水軍の重要性は、壇ノ浦の合戦における義経軍への熊野水軍の従軍によってもたらされた勝利に注目した時、明らかではないかと思う。しかしながら、今回の研究では、湛増期における熊野水軍の動向を中心に進めたため、湛増の水軍整備の確実性や湛増以降の別当家や水軍の動向など、不十分な点が多く、今後も検討していかねばならない。これらの不十分な点を今後の課題として、研究に取り組んで行きたいと思う。

## 後注

- (1) 『古代熊野の史的研究』P.12 寺西貞弘 二〇〇四年
- (2) 『権記』長保二年正月廿日条
- (3) 『熊野速玉大社古文書古記録』P.366
- (4) 『熊野那智大社文書』第五卷 P.133
- (5) 『熊野三山と熊野別当』P.32 坂本敏行 二〇〇五年
- (6) 『中右記』寛治四年正月廿二日条
- (7) 『熊野速玉社古文書古記録』P.300、『史料綜覧卷二』寛治四年正月廿二日条
- (8) 『熊野速玉大社古文書古記録』P.306
- (9) 『中右記』天治二年十月二十七日条
- (10) 『中右記』元永元年十月十五日条
- (11) 『史料綜覧卷三』久安二年三月廿九日条
- (12) 『兵範記』久安五年十一月三十日条、『本朝世紀』久安五年十二月十三日条

- (13) 『本朝世紀』 仁平元年四月二十六日条
- (14) 『本朝世紀』 仁平三年三月五日条
- (15) 貞応元年七月十日付「南部莊官年貢米起請文案」
- (16) 『平治物語』 平治元年十二月十日条には「熊野の別当湛増田辺にあり、御使を立てられければ、兵二十騎たてまつる、湯浅権守宗重卅余騎馳参、彼是百余騎になり給ふ」とあるが、湛増は当時、別当ではなく、熊野三山の権力の中枢部にも入り込んでいなかったようである。しかし年齢は三十歳、次代を担う直前の位置に立ち、田辺にいたことは想像できる。とはいえ、山内での立場が不安定な湛増が山内の親源氏派の人々に気を遣う父別当湛快や兄湛実を差し置いて、二十騎もの騎兵（騎馬武士）を独断で動かすことができたろうか。もし、武士を動員して平氏のために役立たせたのであれば、湛増はここで完全に平氏に味方しその家人になったということになるが、『愚管抄』に出てくる湛快のように、武器や武器だけを提供することとはかなり趣を異にしている。湛増が騎兵を独断で動かす話は、当時の政治的情勢から考えてあり得る話ではなかったと断定できる。
- (17) 『玉葉』 承安二年八月十三日条
- (18) 『葛原系図』（『紀伊統風土記』 付録卷九所収）、正治二年（1200）二月十一日条石清水八幡宮寺公文所下文案（『隅田家文書』）
- (19) 「別当湛増と熊野水軍—その政治史的考察—」高橋修
- (20) 『玉葉』 治承五年一月十一日条
- (21) 『吾妻鏡』 治承五年一月五日条
- (22) 『吾妻鏡』 治承五年一月二十一日条
- (23) 同右
- (24) 『神宮雜書』 治承五年二月日付「皇太神宮神主牒状案」
- (25) 『玉葉』 治承五年二月十四日条、同閏二月二十二日条
- (26) 『百鍊抄』 養和元年十月十六日条
- (27) 『僧綱補任』（宮内庁書陵部所蔵本）
- (28) 「僧綱補任」宮内庁書陵部所蔵本の寿永二年・三年の熊野関係記事をめぐる覚書』阪本敏行『田辺市史研究』六 一九九四年

(29) 『崎山家文書』

(30) 『熊野別当代々次第』（『熊野速玉大社古文書古記録』）

(31) 『吾妻鏡』 建久六年五月十日条

(32) この時期は、湛頭・範命が並んで権別当職にあった（『熊野別当家代々次第』）。別当行快と争った相手は、単に「権別当」としか記されていないが、行快と相論を起こす可能性から考えて、この「権別当」を湛頭と判断するのは差し支えないと思う（高橋修「別当湛増と熊野水軍—その政治史的考察—」）。

(33) 坂本敏行「鎌倉時代前期の熊野別当家にかんする一考察」（『横田健一先生古希記念文化史論叢』下、一九八七年）

(34) 『神護寺文書』 貞応三年十月六日条

#### 参考文献・参考資料

##### 《書籍》

- 田辺市史編纂委員会『田辺市史』一九九一年 田辺市
- 熊野市史編纂委員会『熊野市史』一九八三年 熊野市
- 篠原四郎『熊野大社（改訂新版）』二〇〇一年 学生社
- 寺西貞弘『古代熊野の史的研究』二〇〇四年 塙書房
- 坂本敏行『熊野三山と熊野別当』二〇〇五年 清文堂出版
- 和歌山県神職取締所『紀伊統風土記』一九一〇年 三星社
- 増補『史料大成』刊行会『増補 史料大成 権記一』一九六六年 臨川書店
- 上野元『熊野速玉大社古文書古記録』一九七二年 清文堂
- 高橋修編『熊野水軍のさと 紀州安宅氏・小山氏の遺産』二〇〇九年 清文堂
- 佐藤和夫『水軍の日本史 上・下巻』二〇一二年 原書房
- 谷川健一・三石学編『海の熊野』二〇一一年 森話社
- 山内譲『中世の港と海賊』二〇一一年 法政大学出版局
- 高野澄『熊野三山・七つの謎—日本人の死生観の源流を探る—』一九九八年 祥伝社
- 高野澄『歴史を変えた水軍の謎』二〇一二年 祥伝社

《論文》

- 高橋修「別当湛増と熊野水軍―その政治史的考察―」『ヒストリア』  
一四六号 一九九五年
- 宮家準「熊野別当系図の社会的意味」『哲学』九一集 一九九〇年
- 高橋修「紀伊半島の中世武士―熊野水軍と湯浅党―」『地方史研究』  
四五号 一九九五年
- 坂本敏行「治承・寿永の内乱と紀伊熊野―『平家物語』などの関係諸本  
における熊野関係逸話の物語性と事実性―」『御影史学論集』三五  
号 二〇一〇年
- 坂本敏行「熊野別当湛増の風体と略伝」『熊野』一三四号 二〇〇八年
- 和田萃「古代の熊野」『国文学 解釈と鑑賞』六八号 二〇〇三年
- 山田昭全「平家物語と熊野」『国文学 解釈と鑑賞』六八号 二〇〇三  
年
- 北川千晶「紀州における弁慶伝説―熊野別当との関わりを中心に―」『御  
影史学論集』三二号 二〇〇六年
- 坂本敏行「熊野那智大社僧の系譜について―『熊野那智大社文書』を典  
拠として―」『山岳修験』一三三号 一九九九年
- 渡浩一「熊野の縁起」『国文学 解釈と鑑賞』五二号 一九八七年
- 長谷川賢二「熊野信仰の広がり」『国文学 解釈と鑑賞』六九号  
二〇〇四年
- 五来重「熊野三山の歴史と信仰」『古美術』四二号 一九七三年
- 田中久夫「熊野と黄金と造船と―熊野三山前史―」『皇学館大学神道研  
究所紀要』一七号 二〇〇一年
- 坂本敏行「鎌倉時代前期の熊野別当家にかんする一考察」『横田健一先  
生古希記念文化史論叢』下 一九八七年
- 阪本敏行「『僧綱補任』宮内庁書陵部所蔵本の寿永二年・三年の熊野関  
係記事をめぐる覚書」『田辺市史研究』六 一九九四年